



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月26日金曜日 第529号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等…………… (経営支援課) …… 537
- 保安林予定森林にする旨の通知 (2件) …………… (森林整備課) …… 538
- 保安林の指定施業要件の変更…………… ( ) …… 538
- くらまぐろ (小型魚) に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (水産課) …… 538
- くらまぐろ (大型魚) に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… ( ) …… 538
- 土地改良区役員の就任の届出…………… (東予地方局農村整備課) …… 539
- 建設業者の許可の取消し…………… (東予地方局管理課) …… 539
- 指定道路の指定…………… (東予地方局四国中央土木事務所) …… 539
- 土地改良区役員の就退任の届出…………… (中予地方局農村整備第一課) …… 539
- 土地改良事業の計画の変更の認可…………… ( ) …… 540
- 開発行為に関する工事の完了…………… (中予地方局建築指導課) …… 540
- 道路の供用開始 (県道上尾峠久万線) …………… (中予地方局久万高原土木事務所) …… 540
- 道路の供用開始 (県道美川小田線) …………… ( ) …… 540

### 公営企業公告

- 公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託…………… (公営企業管理局総務課) …… 541

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第745号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次	イオンモール株式会社 代表取締役 大野 恵司	令和6年 5月23日	令和6年 7月9日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか46者	イオンリテール株式会社 ほか47者	令和6年 3月1日 ほか	

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第746号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市新宮町馬立1201（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第747号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西予市城川町高野子239から242まで、245、247、255、257、258、260、269、270、271の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
城川町高野子239・240・269・270・271の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西条市丹原町関屋乙24の1、乙159の2

- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西条市丹原町関屋乙28の1、乙29の1、乙29の2、乙31の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第749号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年7月愛媛県告示第722号）を次のとおり変更した。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前	変更後
		愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで
	7月から9月まで	5.9トン	6.5トン
	10月から12月まで	1.0トン	1.0トン
	1月から3月まで	3.0トン	3.0トン
	総計	10.0トン	10.6トン

○愛媛県告示第750号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（令和6年6月愛媛県告示第612号）を次のとおり変更した。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる (大型魚)漁業	5.2トン	4.6トン

出があった。

令和6年7月26日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 和 治	四国中央市土居町中村615番地3

○愛媛県告示第751号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届

○愛媛県告示第752号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 事 実
(般-1)第17381号	令和元年8月26日	(有)塩崎製作所	塩崎 卓	新居浜市新田町1-18-20	令和6年6月10日	鋼構造物工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第7155号	令和2年5月28日	土岐機械工業(株)	土岐 尚寿	新居浜市黒島1-6-52	令和6年6月19日	鋼構造物工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第12065号	令和2年9月17日	菊間水道建設(有)	松田 高輝	今治市菊間町池原919	令和6年6月25日	さく井工事業	建設業の廃止(一部)
(般-4)第6764号	令和4年6月29日	(株)白石工業	白石 幸二	西条市古川甲294-4	令和6年6月27日	機械器具設置工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第753号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年7月26日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和6年7月18日

3 指定道路の位置

四国中央市上柏町字法光防10番1、11番1、11番4の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.09メートル

(2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第754号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年7月26日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 政 博 文	伊予郡松前町大字大間226-1
〃	郷 田 伸 子	伊予郡松前町大字大間217

〃	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
〃	足 立 文 芳	伊予郡松前町大字上高柳201
〃	篠 原 律 子	伊予郡松前町大字恵久美385
〃	喜 安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
〃	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174
〃	関 谷 進	伊予郡松前町大字昌農内349-1
〃	水 口 稔 章	伊予郡松前町大字西高柳97
〃	川 中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350
〃	重 松 美 明	伊予郡松前町大字西古泉137-4
〃	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76
〃	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70-1
〃	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357-2
〃	岡 本 明	伊予郡松前町大字北川原1122-1
〃	山 本 又 雄	伊予郡松前町大字北川原1574-1
監 事	栗 坂 信 之	伊予郡松前町大字大間323-4
〃	桑 名 文 一	伊予郡松前町大字西高柳294-8
〃	烏 谷 章 一	伊予郡松前町大字西古泉323
〃	西 野 裕 一	伊予郡松前町大字北川原346-2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 政 義 久	伊予郡松前町大字大間163-1
〃	栗 原 信 之	伊予郡松前町大字大間323-4

〃	渡 部 均	伊予郡松前町大字上高柳359
〃	仙 波 俊 三	伊予郡松前町大字上高柳167
〃	高 城 譲	伊予郡松前町大字恵久美114-2
〃	喜 安 興	伊予郡松前町大字恵久美524
〃	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内180
〃	喜 安 光 男	伊予郡松前町大字昌農内576
〃	川 中 勲	伊予郡松前町大字西高柳350
〃	水 口 稔 章	伊予郡松前町大字西高柳97
〃	重 松 美 明	伊予郡松前町大字西古泉137-4
〃	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76
〃	喜 安 眞 造	伊予郡松前町大字北川原70-1
〃	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357-2
〃	岡 本 明	伊予郡松前町大字北川原1122-1

〃	山 本 又 雄	伊予郡松前町大字北川原1574-1
監 事	足 立 明	伊予郡松前町大字上高柳279
〃	大 政 喜代武	伊予郡松前町大字恵久美211-3
〃	重 川 徹	伊予郡松前町大字昌農内348
〃	西 野 裕 一	伊予郡松前町大字北川原346-2

○愛媛県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市和泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和6年7月19日認可した。

令和6年7月26日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第756号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年7月26日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第9号 令和6年7月16日	伊予郡松前町大字徳丸字泉ノ元1096番1、1096番2	松山市余戸南5丁目10番17号 フォブール牧野A202号 森 圭太郎 森 祥子

○愛媛県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1844番8地先から 同町二名乙1837番4まで	令和6年7月26日

○愛媛県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川1991番10から 同町大川1991番11まで	令和6年7月26日

## 公営企業公告

## ○公告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年7月26日

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆

## 1 業務概要

## (1) 業務名

公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託

## (2) 業務内容

公営企業管理局次期財務会計オンラインシステム構築業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

## (3) 履行期間

契約締結の日から令和12年9月30日まで

## 2 参加資格及び評価項目

## (1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## (2) 技術提案書を特定するための評価項目

## ア 全般

システムの構築に係る基本方針、他の公営企業団体と共通利用する取組並びに業務の標準化及び合理化

## イ システム要件

システムの機能性、使用性、性能性、可用性、拡張性、情報セキュリティ要件等

## ウ 開発要件

プロジェクト管理、テスト、職員研修、移行等

## エ 運用保守要件

システムの運用保守の内容、法改正への対応、サービスレベル等

## オ 追加提案

類似の業務の実績、令和12年度以降の対応、その他優れた提案

## カ 価格評価

システムの開発費用及び運用保守費用

## 3 手続等

## (1) 担当部局

愛媛県公営企業管理局総務課財務グループ

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄道本社ビル2階

電話番号 (089) 912-2793

## (2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

## ア 期間

令和6年7月26日（金）から8月8日（木）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

無料にて交付する。

## (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

## ア 期限

令和6年8月8日（木）午後5時15分

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## (4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

## ア 期限

令和6年9月4日（水）午後5時15分

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## 4 その他

## (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県公営企業管理局総務課財務グループ

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄道本社ビル2階

電話番号 (089) 912-2793

## (4) その他

詳細は、説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be rendered :

Development, operation and maintenance of financial accounting system of Ehime Prefecture Public Enterprise Management Bureau, 1 set

## (2) Time limit to express interests : 5 : 15 p.m., 8 August 2024

Time limit for the submission of proposals : 5 : 15 p.m., 4 September 2024

## (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact :

General Affairs Division, Ehime Prefectural Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F, 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan  
TEL 089-912-2793